

# 税金・健康保険料・年金保険料が払えない… 納税が困難な場合は民商に早めの相談を

コロナ禍と物価高が、私たち中小業者の営業と暮らしを直撃しています。厳しい経営を強いられる中、所得税、消費税、市・県民税などの税金や健康保険料、年金保険料など（以下、税金等）を「払いたくても払えない」状態に追い込まれ、やむなく滞納している業者も少なくありません。

これに対し、営業や暮らしの実情を無視して売掛金や預金を差し押さえるなど、強権的な滞納処分が全国で急増しています。また、納付先の機関に相談して分納を約束、きちんと納めているにも関わらず、機関の担当者が替わった途端に「全額を一括で払え」などと迫られるなどの事例も相次いでいます。

督促状が届き、納税が困難な場合は、早めに民商の仲間に相談しましょう。

### 滞納処分の流れ

- ①未納のまま納付期限を経過
  - ②督促状が届く（放置・無視しないで！）
  - ③督促状発送日から数えて10日以内に完納されない場合、財産調査（督促後、6ヶ月以上経過した場合は、再度督促してから差し押さえを行うのが現場の運用）
  - ④差し押さえ
  - ⑤換価（差し押さえた財産を公売等により現金化すること。現金・債権は換価不要）
  - ⑥配当（差し押さえた現金、債権の取立てによって得られた現金、公売により得られた現金を滞納した税金等の徴収に充てる）
- 原則として、税金等は納付しない限り消滅しません。督促状が届いた場合は放置せず、民商に相談しましょう。「換価の猶予」など、法で定められた納税緩和制度があります。

## 「換価の猶予」とは？

上段記事の「換価の猶予」について、そのあらましを紹介します。詳細に関してはお問い合わせください。

- ①業績不振等の資金難により、分納を求めるときに活用できます。全ての滞納者が検討すべき制度です。
- ②「納税についての誠実な意思」が求められます。猶予期間内に滞納分及び以降発生する分を完納することが求められます。
- ③督促状発送後の滞納を前提にした分納制度です。差し押さえ前でも利用可能です。単なる分納（担当者との口約束）ではなく、法定の分納です。
- ④猶予期間（最長2年間）の延滞税の2分の1が免除されます。

## 共済会加入者がコロナ陽性で自宅療養…

### 民商共済会では入院見舞金の対象

民商共済会では、新型コロナウイルスで入院した場合はもちろん、自宅やホテルで療養した場合も入院見舞金支払いの対象となります。

共済金の請求には次の書類が必要です。

1. 共済会加入者が新型コロナウイルス陽性の場合
  - ①入院↓入院期間が記載された医療機関の請求書または領収書。
  - ②自宅等で療養↓保健所発行の証明書、または全商連発行の「役員確認書」を添付。
2. 共済会加入者が濃厚接触者となった場合

待機日数に関わらず、安静加療見舞金の支払い対象となります。ただし、安静加療見舞金は1年（4月～翌年3月）に1回の支払いとなるため、今年度すでに安静加療見舞金や入院見舞金を受け取った場合は対象なりません。

新型コロナウイルスについては、加入後6ヶ月の免責規定が免除されます。共済会に加入されていない方は、この機会に加入しましょう。

